

第4回定期総会報告

裁判勝利に向けた決意を固める

6月23日 15:45～17:40 大分市J:COMホルトホール

6月23日、大分市ホルトホール大会議室で第4回定期総会が開催されました。樋口英明さんの講演は200名を超える参加者を得て熱気にあふれました。終了後、会場に希望する方々に残っていただき70名弱の会員及び会員以外の方が参加し運動総括、方針、予算・決算、役員等が原案どおり承認されました。

総会冒頭に徳田弁護士（弁護団共同代表）は「勝てないはずがない、という樋口さんの言葉に責任を感じた。裁判官は責任の大きさに怯えている。今の分地裁判体は昨年9月、仮処分でわかりにくく逃げまくった判決を出した。絶対、伊方をとめる決意をもって長期戦になるが工夫してたたかっていきましょう」と挨拶。松本原告代表は「樋口さんの話はすっと胸に落ちる話だった。気合いをいれていきましょう」。丸山応援団代表は「危険性を特に若い人に知ってもらふ必要がある」と挨拶されました。そして議長に中野護さんを選出し、審議がおこなわれました。

（詳細は別刷り資料をご覧ください）

2019年運動方針

1 裁判の輪を拡げます

①大法廷の傍聴席を毎回、満席にします

伊方原発裁判の口頭弁論に於いて傍聴席を満席にすることが裁判長への大きなプレッシャーとなります。そのためには、傍聴する会員や市民の皆さんが来てよかったと思えるような、分かりやすい裁判を目指します。その1つが弁護団による意見陳述の実施です。また新たな原告による意見陳述なども行います。そして口頭弁論の後の報告集会では、会員の皆さんの質問や意見や交流ができるように工夫した裁判運動をめざします。

（福岡高裁での仮処分の抗告審の期日はいまだ未定です。仮処分ですので分地裁判と同様に非公開の審尋となり傍聴もできません。抗告審は申立人と弁護団により行い、分地裁判の口頭弁論の報告会で仮処分の報告も行います。）

②各地の原告、応援団、の交流会を開催します

前年度に引き続き各地域の会員交流会を開催します。特にまだ開催されていない地域での開催をめざします。

③これからも新たな原告募集を検討します

昨年の総会では提案しなかった第4次原告募集を昨年末の弁護団会議などを経て、大分での本訴訟の取組強化と原告の意見陳述を行うことなどのために、急きょ取り組むことにしました。これからも引き続き皆さんと議論を重ねながら、新たな原告の募集なども必要に応じて取り組むこととします。

2 財政基盤を固めます

応援団会員の会費納入率を向上させます。引き続き個人宛の納入状況資料を添付し、納入をお願いします。またカンパをしていただいた方々には引き続き適宜ニュースなどを送りカンパや支持者を増やす活動に取り組みます。

3 情宣活動

①集会、講演会、映画上映、街頭活動などに取り組みます

- ・今年の「311いのちのわ」集会は雨のため中止となりましたが、来年度（2020年3月8日（日）大分市若草公園（予定）も参加します。
- ・街頭ビラ撒きを、口頭弁論にあわせてできる限り実施します。
- ・講演会や上映会など、引き続き取り組みます。

②ホームページを充実させます

引き続きホームページを充実させますので、会員の皆さんの積極的な活用をお願いします。

4 応援団活動を活発化させます

応援団の募集などを応援団事務局と連携しながら取り組んでいきます。